

中小企業診断士の診断書等の提出について

直近の貸借対照表が債務超過状態にある場合には、経理的基礎の確認のため「中小企業診断士の診断書等」を御提出いただきますが、詳細は以下のとおりです。

ご不明な点は廃棄物リサイクル室又は健康福祉センター産業廃棄物担当課までお問い合わせください。

1 診断者

中小企業診断士とします。経営コンサルタントを業務とする唯一の国家資格であり、今後の経営改善にかかる評価が、専門的知識と経験により、責任を持ってできると考えられるためです。

2 診断項目及び提出する書類

診断書に記載いただく項目は、基本的には中小企業診断士の判断ですが、以下を参考にしてください。

- ・財務状況の分析
- ・事業継続及び債務超過解消、経営安定に必要な項目
- ・その他債務超過にも拘らず事業を安定して継続することができることが証明できる書類（例：金融機関発行の融資証明やリスケジュール（債務返済の繰延・再編成）証明、債権放棄通知など）を想定しております。この証明書類が診断書等の「等」にあたります。

3 新規法人の取扱いについて

法人としての業績が3期に満たないものについては、直前期が債務超過であっても提出を求めないこととします。実績がない場合に診断は難しく、またその有効性が薄いと考えられるからです。

4 その他の留意事項

- ・コピーの提出については、本証を確認させていただいた上で認めることとします。
- ・診断者の（中小企業診断士としての）身分証明のコピーを添付していただきます。県内の診断者名簿は、（財）中小企業診断協会静岡県支部のホームページをご覧ください。
- ・診断書が7月1日申請に間に合わない場合は、申請書受理後、速やかに提出していただきます。
- ・上記表のA+Bの場合で、診断書の内容に「経営改善計画書」が含まれている場合は、Bのみの提出で構いません（御自身で経営改善計画書を作成する必要はありません。）。